

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

公安委員会

- 行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
○宮城県公安委員会審査請求手続規則

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成28年 3月31日

宮城県公安委員会委員長 緒俣 好正

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(特別施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 特別施設占有者の指定等に関する規則(平成19年宮城県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記様式第3号中備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第4号及び別記様式第5号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(宮城県公安委員会情報公開条例施行規則の一部改正)

第2条 宮城県公安委員会情報公開条例施行規則(平成13年宮城県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第6号まで及び様式第10号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審

査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

様式第12号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立年月日」を

「審査請求年月日」に改める。

(宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第3条 宮城県公安委員会個人情報保護条例施行規則(平成17年宮城県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第6号まで、様式第11号、様式第14号、様式第15号、様式第18号及び様式第19号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「対する決定」を「対する裁決」に改める。

様式第20号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立年月日」を

「審査請求年月日」に改める。

(質屋営業法施行規則の一部改正)

第4条 質屋営業法施行規則(平成17年宮城県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

(古物営業法施行規則の一部改正)

第5条 古物営業法施行規則(平成17年宮城県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第7号、様式第9号及び様式第11号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6月」を「6か月」に改める。

(探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則の一部改正)

第6条 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく探偵業者への監督等に関する規則(平成19年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審

査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第7条 警備業法施行細則(平成20年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第4号、別記様式第6号、別記様式第9号、別記様式第14号、別記様式第17号、別記様式第20号、別記様式第22号、別記様式第25号及び別記様式第27号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則(平成22年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第6号から別記様式第8号まで及び別記様式第10号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第9条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成22年宮城県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第9号まで及び別記様式第11号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の防止に関する条例施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記様式第3号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定により」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6ヶ月」を「6か月」に改める。
(迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第11条 迷惑行為防止条例施行規則(平成19年宮城県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(宮城県道路交通規則の一部改正)

第12条 宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
様式第23号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

議申立てを」を「審査請求」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

(宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第13条 宮城県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年宮城県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「60日」を「3か月」に、「異議申立て」及び「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「6ヶ月」を「6か月」に改める。

様式第9号、様式第12号及び様式第13号中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき」を削り、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

○宮城県公安委員会規則第5号

宮城県公安委員会審査請求手続規則を次のように定める。

平成28年3月31日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県公安委員会審査請求手続規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮城県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する審査請求に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、行政不服審査法(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

(物件の提出の方法)

第3条 法、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号。以下「令」という。)及びこの規則の規定による審査庁(法に規定する審査庁としての公安委員会をいう。以下同じ。)への書類その他の物件の提出は、警察本部長を経由して行うものとする。

(総代の互選の命令の方式等)

第4条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第11条第2項の規定による総代の互選の命令は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、総代が選任され、又は解任されたときは、他の審理関係人(処分庁等が審査庁である

場合にあつては、審査請求人及び参加人。以下同じ。) に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参加の許可の通知等)

第5条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第1項の許可をし、又はしないこととしたときは、当該許可の申請をした利害関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第13条第2項の規定による参加の要求は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、利害関係人が新たに参加人となったとき又は参加人が審査請求への参加を取り下げたときは、他の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(補正の命令の方式)

第6条 法第23条の規定による補正の命令は、書面により行うものとする。

(執行停止についての処分庁の意見の聴取の方式等)

第7条 法第25条第3項の規定による処分庁(公安委員会を除く。)の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第25条第2項又は第3項の規定による執行停止をしたときは、審査請求人、参加人及び処分庁(処分庁が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人。次条において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。法第25条第2項の申立てが行われた場合において、同項の規定による執行停止をしないこととしたときも、同様とする。

(執行停止の取消しの通知)

第8条 審査庁は、法第26条の規定により執行停止を取り消したときは、審査請求人、参加人及び処分庁に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げの通知等)

第9条 審査庁は、法第27条の規定による審査請求の取下げがあつたときは、参加人及び処分庁等(処分庁等が審査庁である場合には参加人。第25条第2項において同じ。)に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、前項に規定する審査請求の取下げがあつたときは、法第32第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定により提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。この場合において、当該書類その他の物件の返還は、還付請求(別記様式第1号)と引換えに行わなければならない。

(処分庁等に対する弁明書の提出の要求の方式)

第10条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第29条第2項の規定による弁明書の提出の要求は、書面により行うものとする。

(反論書等を提出すべき期間の通知)

第11条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第30条第1項又は第2項に規定する相当の期間を定めるときは、審査請求人又は参加人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(意見の陳述の機会供与の通知の方式等)

第12条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第2項の規定による口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集は、書面により行うものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の陳述を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した口頭意見陳述録取書を作成するものとする。

(1) 事案の件名

(2) 意見の陳述の日時及び場所

(3) 意見の陳述をした者の氏名及び住所

(4) 意見の陳述の要旨

(補佐人同伴の許可の通知)

第13条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第3項の許可をし、又はしないこととしたときは、申立人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(証拠書類等を提出すべき期間の通知)

第14条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第32条第3項に規定する相当の期間を定めるときは、審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(物件の提出の通知等)

第15条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の申立てが行われた場合において、同条の規定による物件の提出の要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。ただし、当該申立てが法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第31条第1項の規定による意見の聴取又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定による意見の聴取の場において行われる場合であつて、その場において当該要求をし、又はしないこととしたときは、この限りでない。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による物件の提出の要求は、書面により行うものとする。

(証拠書類等の管理)

第16条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した提出物目録（別記様式第2号）を作成しなければならない。

- (1) 事案の件名
- (2) 提出を受けた年月日
- (3) 提出人の氏名及び住所
- (4) 提出を受けた書類その他の物件の種類

2 審査庁は、前項の提出物目録を作成したときは、その写しを当該提出物目録に係る書類その他の物件の提出人に交付しなければならない。

3 審査庁は、必要がなくなったときは、速やかに、提出を受けた書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

4 第9条第2項後段の規定は、前項の規定による返還について準用する。

(証拠書類等の提出に係る審理関係人に対する通知)

第17条 審査庁は、法第32条第1項若しくは第2項又は法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第33条の規定による書類その他の物件の提出を受けたときは、その提出人以外の審理関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

(参考人の陳述の通知等)

第18条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の申立てが行われた場合において、同条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述又は鑑定を要求は、書面により行うものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第34条の規定による参考人の陳述について、それぞれ準用する。

(検証の通知等)

第19条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の申立てが行われた場合において、同項の規定による検証をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第2項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第35条第1項の規定による検証をしたときは、次に掲げる事項を記載した検証調書を作成するものとする。

- (1) 事案の件名
- (2) 検証の日時及び場所
- (3) 立会人の氏名及び住所
- (4) 検証の結果

4 第15条第1項ただし書の規定は、第1項の規定による通知について準用する。

(質問の通知等)

第20条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の申立てが行われた場合において、同条の規定による質問をし、又はしないこととしたときは、当該申立てをした者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

2 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問をしようとする場合において、必要があると認めるときは、質問を受けらるべき者に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

3 第15条第1項ただし書の規定は第1項の規定による通知について、第12条第2項の規定は口頭による法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第36条の規定による質問について、それぞれ準用する。

(意見の聴取の通知等)

第21条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項の規定により審理関係人を招集しようとするときは、審理関係人に対し、書面によりその期日、場所その他必要な事項を通知するものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第3項の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 第12条第2項の規定は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第37条第1項又は第2項の規定による意見の聴取について準用する。

(提出書類等の閲覧等についての提出人の意見の聴取の方式等)

第22条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第2項の規定による提出人の意見の聴取は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第3項の規定による指定は、提出書類閲覧日時等指定書（別記様式第3号）を送付して行うものとする。

3 手数料条例（平成12年宮城県条例第19号）第2条第1項の表297の項に規定する手数料の徴収は、

提出書類等謄写手数料納付書（別記様式第4号）により行うものとする。

（手続の併合又は分離の通知）

第23条 審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により数個の審査請求に係る審査手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審査手続を分離したときは、審査関係人に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（審査手続の終結の通知の方式）

第24条 法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第41条第3項の規定による審査手続を終結した旨の通知は、書面により行うものとする。

（裁決書の謄本の送達的方式等）

第25条 法第51条第2項又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を付して行うものとする。

2 審査庁は、法第51条第2項ただし書の規定による公示の方法による送達をしたときは、参加人及び処分等に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（証拠書類等の返還に関する規定の準用）

第26条 第9条第2項後段の規定は、法第53条の規定による返還について準用する。

（警察本部長への委任）

第27条 法、令及びこの規則に定めるもののほか、審査請求に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

別記様式第1号（第9条、第16条、第26条関係）

遷 付 請 書
第 年 月 日

宮城県公安委員会 殿

住所

氏名

㊦

下記の日録の物件の遷付を受け、受領しました。
記 録

日 録

番 号	種 目	数 量	備 考
取 扱 者 官 職	氏 名		㊦

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号 (第22条関係)

提出書類等謄写手数料納付書

年 月 日

宮城県公安委員会 殿

納付者

住所

氏名

⑨

手数料条例 (平成12年宮城県条例第19号) 第2条第1項の規定により、金を
手数料として納付します。 円

宮 城 県 収 入 証 紙 貼 付 欄

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。